

# 渡波中学校建設基本構想（案）

「サブタイトル」

渡波中学校建設基本構想検討委員会

# 渡波中学校建設基本構想（素案）

## 目次

1	基本構想の目的	1
2	上位計画との整理	1
3	地域の小中学校の現状	6
4	学校づくりのコンセプト	10
5	計画方針	11
6	主な必要諸室	14
7	建設に当たっての留意事項	18
8	整備計画の概要	18
9	事業スケジュール	18
10	施設の有効活用のために必要な事項	18
参考資料		
1	建設基本構想検討委員会	19
2	教職員との意見交換会報告書	22
3	関係者意見交換会（こどもワークショップ）報告書	26

## 1 基本構想の目的

平成23年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震が発生した。

震源は、牡鹿半島東南東130km、深さ24km。国内観測史上最大となるマグニチュード9.0。震度6強の激しい揺れと、その後に沿岸域全域に襲来した巨大津波は、本来市民を守るべき防潮堤を破壊し、多くの人命を奪い、住まいや働く場、道路や港湾、漁港など多くの財産が失われた。

沿岸部においては、工場や事業所をはじめ、学校・病院・総合支所等の公共施設が壊滅的な被害となり、本市全域でライフラインが停止し、都市としての機能が失われた。

東日本大震災により被災した学校施設は、「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」に基づき復旧整備を行っている。

渡波地区では、渡波小学校は平成25年度末までに現校舎の補修を行い現地再開することとし、渡波中学校は、石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業において整備する敷地に平成28年度末を目標に移転新築することとしている。

移転新築する渡波中学校は、教育の場であることに加え地域住民にとって身近な公共施設として地域コミュニティ活動の場や災害時の避難所となることから、施設の整備にあたっては、まちづくり計画及び地域防災等にも考慮する必要がある。

これらのことから、当該地区の教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うため、渡波中学校建設基本構想を策定するものである。

## 2 上位計画との整理

### (1) 石巻市震災復興基本計画

旧北上川の左岸側に位置し、石巻漁港を中心とした水産加工業や食品製造などの工場が集積し、水産業の拠点となっている。

国道398号線沿道は、自動車利用を前提とした商業施設が集積しているほか、長浜海岸などはレクリエーション拠点として市民に親しまれている。

渡波、荻浜地区では、サン・ファン・パウティスタを中心としたミュージアムと公園が整備され、海洋文化創造の拠点となっているほか、豊かな海を活かして、つくり育てる漁港が営まれている。

#### ① 被災状況と主な課題

- ・ 湊・渡波地区が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となっている。建物被災は、全壊9,023棟、大規模半壊1,822棟、半壊248棟となっている。
- ・ 防潮堤を越水した津波が内陸部へ流入したことにより、多大な被害を及ぼしている。

- ・石巻漁港付近や旧北上川沿岸部、渡波地区において地盤沈下が著しく、満潮時等に冠水している状態であり、石巻漁港背後の水産加工団地の地盤復旧対策が大きな課題となっている。
- ・半島地区の集落部における被害も深刻であり、特に各漁港における漁業機能の早期回復が求められている。

## ② 復興整備方針

### ■ 復興の目標

市街地の安全の確保を第一に多重防御による防災に強いまちづくりを目指す。

また、石巻漁港における漁業機能の早期復旧と水産加工団地の再興を進め、良好な住環境を備えた本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指す。

### ○ みんなで築く災害に強いまちづくり

- ・海や河川からの津波や高潮に対し、防潮堤や河川堤防、高盛土道路の多重の整備により、住宅地の安全の確保を図る。
- ・災害時において円滑かつ早急に避難するため、牧山や市街地内陸部への逃げ道となる避難路を確保するとともに、漁港部を中心に避難ビルの適正な設置を推進する。
- ・湊地区については、土地区画整理事業の導入により、住工用途が適正に配置された安全な住宅地の形成を図る。
- ・渡波地区については、津波や高潮による直接的な被害の防御・減勢を図るため、防潮堤及び防潮林等の緑地帯の整備を推進する。
- ・荻浜地区については、防潮堤の整備を行い、安全な高台へ住宅地の移転を推進する。
- ・被災者の速やかな生活基盤の形成のため、渡波地区に新たな市街地（約500戸）の住宅用地の整備を推進する。
- ・新市街地は集会施設等を設け、地域コミュニティの確保など、良好な住環境を備えた市街地形成を図る。
- ・中心市街地へのアクセス改善、災害発生時の避難路を確保するため、新しい橋りょうの整備を推進するとともに、湊から流留地区までの道路改良を促進する。
- ・大雨・洪水時における慢性的な冠水被害等の発生を防ぐために、適正かつ効率的な雨水排水対策を図る。

### ○ 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- ・入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進する。
- ・高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を図り、地域福祉、地域医

療の再生・充実を図る。

- ・被災を受けた公共施設等については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進する。
- ・新たな墓地需要に対応するため、新墓地の整備を推進する。
- ・鉄道の復旧を強く要望するとともに、今後のまちづくりを考慮したバス交通の路線構築を図る。
- ・田代島及び網地島の移動手段を確保するため、航路の充実と発着施設の整備を推進する。

#### ○ 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- ・本市の産業を支えている石巻漁港の復旧・復興と機能の集約化のほか、石巻市水産物地方卸売市場（石巻売場）の早期復旧を進めるとともに災害時における安全性の強化を図る。また、水産加工業等関連企業への再建支援など震災復興特区の活用を推進する。
- ・各漁港機能の早期復旧を推進するとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建支援を図る。
- ・農業の復旧、復興を図るため、被災農地及び農業用排水施設等の生産基盤整備を推進する。
- ・プレジャーボート等の収容所として、観光マリーナの整備を推進する。また、地場海産物の販売などができる施設の整備を推進する。

#### ○ 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- ・教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、津波への安全対策や地域バランスを考慮し適正な配置を図る。
- ・被災した各種の無形民俗文化財の復元・復旧を推進する。
- ・非可住エリアについては、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻漁港を活用する水産加工業等の集積する産業ゾーンとして整備推進する。
- ・産業の活性化や雇用の場の確保と拡充に向け、震災復興特区を活用した企業誘致と新産業の育成を推進する。

【将来構想】



(参考) 石巻市 新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業 概要

石巻市 新渡波地区 被災市街地復興土地区画整理 事業概要

H25.4時点

### ◆事業概要

**【事業の名称】**  
石巻広域都市計画事業  
石巻市 新渡波地区 被災市街地復興土地区画整理事業

**【施行者】**  
石巻市

**【施行地区面積】**  
17.8ha

**【施行期間】**  
平成24年度～平成30年度

**■事業の目的**  
本市では沿岸部において、平成23年3月11日・東北地方太平洋沖地震後の巨大津波を前提した場合に、津波被害の生じる危険性が高い地域が残るため、その地域に住まわれていた市民を内陸部への集団移転を行う方針である。  
本地区は上記方針により、移転を余儀なくなられた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的とする。

**【事業スケジュール(案)】**

- ・H24年 8月 7日 都市計画決定(告示)
- ・H24年 12月 28日 事業計画決定(公告)
- ・H25年 4月 造成工事着工
- ・H25年度～ 地下埋設工事、道路工事
- ・H26年度下期～ 住宅供給を順次開始
- ・H27年度 災害公営住宅居住開始
- ・～H27年度 主要工事完了(その他工事はH28)
- ・H29年度 中学校開校予定

※工事は、水路南側から着手します

### ◆土地利用計画平面図

**【事業の概要】**

- ・計画人口 960人(既存住宅含む)
- ・計画戸数 370戸(既存住宅含む)  
(戸建住宅270戸・災害公営住宅100戸)
- ・道路延長 約5.9km  
(市道伊原津一・渡波町一丁目線、  
9m・6m区画道路、4m歩行者専用道路)
- ・住宅用地 約6.9ha(既存住宅含む)
- ・沿道業務用地 約0.8ha
- ・災害公営住宅用地 約1.4ha
- ・中学校用地 約2.0ha
- ・保育所用地 約0.4ha
- ・公園・緑地用地 約0.8ha
- ・調整池・水路用地 約1.1ha

## (2) 石巻市立学校施設災害復旧整備計画

### 【渡波地区】

#### 《計画》

- ・ 渡波小学校は、平成25年度末までに現校舎の補修を行い現校舎を使用する。
- ・ 渡波中学校は、平成28年度末までに内陸部に移転新築する。

#### 《説明》

- ・ 被災した渡波小学校の立地箇所は、石巻市震災復興基本計画において可住区域に位置付けられ、防潮堤や二線堤、高盛土道路の整備による「多重防御」のまちづくりが推進され、津波被害からの安全性が確保されることから、渡波小学校については現地に復旧する。
- ・ 渡波中学校の立地箇所は非可住区域に位置付けられていることから、津波被害に対する安全性が確保される内陸部へ移転新築する。

## 3 地域の小中学校の現状

### (1) 小中学校の状況

#### ① 渡波中学校

##### ○ 沿革

- ・ 昭和22年 4月18日 渡波町立渡波中学校開校
- ・ 昭和23年 8月24日 中学校新築校舎竣工
- ・ 昭和42年 3月20日 新校舎竣工
- ・ 昭和56年 4月 1日 石巻市立小竹中学校を統合
- ・ 平成 元年10月20日 大規模改修工事竣工
- ・ 平成 6年 4月 1日 石巻市立万石浦中学校開校により学区変更
- ・ 平成23年 3月11日 東日本大震災により被災(校舎2階床上まで浸水)
- ・ 平成23年 4月21日 万石浦・稲井中学校、万石浦小学校を間借りし授業再開
- ・ 平成23年 9月 1日 稲井小敷地内に仮設校舎が完成し全校で授業再開

##### ○ 教育目標

自他の人格及び伝統と芸術文化を尊重し、主体的に学び積極的に心身を鍛える生徒を育成して、夢のある楽しい学校を創造する。

##### ○ めざす生徒像

自立する渡中生

- ・ やさしさと創造する力
  - ① 明るく元気にあいさつができる生徒
  - ② 時と場合に応じた言動を身に付けた生徒
  - ③ 自他を尊重し思いやりの心をもつ生徒
- ・ 学ぶ意欲と追求する力
  - ① 基礎・基本をしっかりと身に付けた生徒
  - ② 課題意識を持ちその解決に努力する生徒
  - ③ 生涯にわたって学び続けようとする生徒

- ・ たくましさと実践する力
  - ① 健康の維持・増進に努める生徒
  - ② 向上心をもち積極的に活動する生徒
  - ③ 根気強く頑張りぬき感動を味わう生徒

○ **経営方針**

宮城県、東部教育事務所及び石巻市の教育方針に基づき、生徒一人一人の豊かな人間性を育成し、生徒や家庭、地域の特性を生かし、創意ある教育課程の編成と実施及び評価に努め、特色ある学校づくりを積極的に推進し、教職員の総力を結集して夢のある楽しい学校の創造を目指す。

○ **在籍生徒数**

単位：(人)

	男子	女子	計	学級数
1 学年	5 3	5 3	1 0 6	4
2 学年	4 8	5 0	9 8	3
3 学年	6 5	7 2	1 3 7	4
特別支援	2	1	3	1
合計	1 6 8	1 7 6	3 4 4	1 2

※平成25年5月1日現在

② **渡波小学校**

○ **沿革**

- ・ 明治 6 年 4 月 宮殿寺二階に仮校舎として創立
- ・ 明治43年 5 月 現在地に第1号校舎竣工
- ・ 昭和52年 3 月 校舎改築工事竣工
- ・ 昭和53年 6 月 万石浦小学校分離独立
- ・ 昭和61年 3 月 鹿妻小学校分離独立
- ・ 平成23年 3 月 1 1 日 東日本大震災により被災（校舎犬走りから 1.7m 浸水）
- ・ 平成23年 5 月 貞山小学校、山下中学校を間借りして授業再開
- ・ 平成23年 8 月 稲井中学校校庭に仮設校舎が完成し授業再開

○ **教育目標**

一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、共に生きる力を持つ、心豊かでたくましく生きる子どもを育てる。

○ **めざす児童像**

- ・ ≪賢く≫ よく考える子ども
- ・ ≪美しく≫ 思いやりのある子ども
- ・ ≪強く≫ がんばりのきく子ども

○ **学校経営方針**

地域や保護者と連携し、教職員一体となった創意と活力に満ちた学校経営の推進

○ 在籍児童数

単位：(人)

	男子	女子	計	学級数
1 学年	1 7	1 6	3 3	1
2 学年	1 4	1 1	2 5	1
3 学年	1 8	1 7	3 5	1
4 学年	2 3	1 9	4 2	2
5 学年	2 1	2 3	4 4	2
6 学年	2 4	2 8	5 2	2
特別支援	3	0	3	2
合計	1 2 0	1 1 4	2 3 4	1 1

※平成25年5月1日現在

③ 鹿妻小学校

○ 沿革

- ・ 昭和61年 4月 石巻市立鹿妻小学校開校
- ・ 平成 8年 8月 校地内に鹿妻地区放課後児童クラブ開所
- ・ 平成23年 3月11日 東日本大震災により被災（校舎1階床上13cm浸水）

○ 教育目標

自ら考え判断し、心豊かでたくましい児童を育成する。

○ めざす児童像

- ・ よく考える子ども（学習・知性）  
自ら課題を見つけ、学び、解決する子ども
- ・ 健康で明るい子ども（健康・自信）  
安全に気をつけ明るいあいさつをする子ども
- ・ 思いやりのある子ども（親切・誠実）  
相手の立場になって考え、行動する子ども
- ・ 根気強く働く子ども（根気・勤労）  
自分を信じ、最後までやりぬく子ども

○ 学校経営の基本方針

- 1 安心・安全で、保護者や地域に信頼される開かれた学校づくり  
〔危機管理意識・個々の役割と責任の明確さ〕
- 2 児童一人一人が学びの楽しさや喜びが味わえる学習活動  
〔職員の和と創造性・豊かな発想と斬新なアイデア〕
- 3 ふれあいを大切にした交流・連携教育の推進（人・自然・地域・姉妹校）  
〔自然環境と人材の積極的な活用・姉妹校との計画的交流〕

○ 在籍児童数

単位：(人)

	男子	女子	計	学級数
1 学生	3 6	3 4	7 0	2
2 学生	2 3	2 7	5 0	2
3 学生	2 7	2 5	5 2	2
4 学生	2 7	2 5	5 2	2
5 学生	4 2	3 6	7 8	2
6 学生	3 2	2 5	5 7	2
特別支援	3	1	4	2
合計	1 9 0	1 7 3	3 6 3	1 4

※平成25年5月1日現在

(2) 児童生徒数の推移及び将来推計

○ 小学校

単位：(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 年生	1 2 8	1 0 2	7 2	1 0 3	1 0 2	9 5	9 5	8 9
2 年生	1 6 1	1 0 3	8 7	7 5	1 0 2	1 0 2	9 5	9 5
3 年生	1 5 4	1 2 9	9 3	8 9	7 4	1 0 2	1 0 2	9 5
4 年生	1 3 9	1 2 0	1 2 1	9 5	8 8	7 4	1 0 2	1 0 2
5 年生	1 4 2	1 2 3	1 0 6	1 2 4	9 4	8 9	7 5	1 0 3
6 年生	1 6 1	1 2 0	1 1 8	1 1 1	1 2 2	9 4	8 9	7 5
計	8 8 5	6 9 7	5 9 7	5 9 7	5 8 2	5 5 6	5 5 8	5 5 9

○ 中学校

単位：(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 年生	1 6 5	1 4 1	9 7	1 0 7	1 1 0	1 2 2	9 4	8 9
2 年生	1 6 0	1 1 9	1 3 8	9 8	1 0 5	1 1 0	1 2 2	9 4
3 年生	1 8 0	1 4 9	1 2 3	1 3 9	9 7	1 0 5	1 1 0	1 2 2
計	5 0 5	4 0 9	3 5 8	3 4 4	3 1 2	3 3 7	3 2 6	3 0 5

※H22～25：学校基本調査結果、H26～29：石巻市教育委員会調べ

## 4 学校づくりのコンセプト

### (1) 渡波地区の復興の象徴となる、効果的な教育環境が整備された学校

- ・ 現在、市内の各地区において復興事業が始まりつつあり、渡波地区においても、復興土地地区画整理事業により新市街地が形成されるほか、復興住宅の建設も行われることになっている。
- ・ 復興住宅については9月下旬から事前登録が開始されているが、学齢期の子どもを持つ保護者にとっては、教育環境の充実が居住地選択の重要な要素となることは論を俟たない。
- ・ 大きな商業集積地を持たない渡波地区では、新たに建設される渡波中学校に必要な教育環境を整備していくことが、被災した地区住民が帰還し、転入者を呼び込むきっかけとなり、ひいては老・壮・青の各世代が共に歩む街の形成につながるものと確信している。
- ・ そのため、多様化する教育内容や方法への対応、地域コミュニティの拠点化、防災機能の強化など、効果的な教育環境を備えることで、渡波地区の復興の象徴となる学校とすることが必要である。

### (2) 伝統を未来へつなぐ、スポーツ活動に力を入れることのできる学校

- ・ 渡波中学校は、伝統的に部活動が盛んで、かつてはバレーボール部、柔道部、卓球部や水泳部が全国大会へ出場するなどの実績を誇っており、このような学校の伝統を未来につなぐことが大切である。
- ・ 仮設校舎での学校生活は、とりわけ部活動や体育指導の面で不自由が生じていることから、充実した体育施設を有する学校が建設されることは、子どもを始めとする地区住民に夢と希望を与えることにもつながる。

### (3) 地域づくりの核となる、地域に開かれた学校

- ・ 渡波地区の小中学校では、かねてから学校行事に地域が積極的に協力するなど、住民の学校教育への関心が極めて高い地区である。
- ・ 子どもは地域の宝であり、このような「地域の子どもを地域の皆で育てる」という伝統を、地区の歴史を知る住民と新たに新市街地等に居住する住民とが手を取り合い、継承・発展していけるよう、「地域に開かれた学校」づくりにふさわしい施設環境を整備することが大切である。

### (4) 災害から子どもたちと地域住民を守る学校

- ・ 高台のない渡波地区に新たに学校を建設するにあたり、災害時に住民が避難できる、安全・安心な学校とすることは、私たちのみならず、地域の総意である。
- ・ 東日本大震災の最大の被災地として、この教訓を踏まえ、防災機能の強化を図り、地域住民の命を守ることのできる施設整備を行うことが大切である。

## 5 計画方針

### (1) 高機能で柔軟な教育空間と学びやすい教育環境を実現する施設機能

#### ① 多様化する教育内容に対応した教科学習等の充実が図られる施設

- ・ 最近の国際化や情報化に代表されるように、学校では社会の環境の変化に応じた教育を展開していくことが重要である。
- ・ 具体的には、観察・実験のまとめや生徒の成果発表などに活用するためのICT環境の整備、生徒が自ら調べ、学びを深めるための図書スペースの充実、各教科や総合学習等での討論活動や外国語への親しみがわくような学習を行うための多目的スペースの整備、環境問題への意識を高めるためのソーラーパネルの設置などが必要である。
- ・ 特別教室については、それぞれの教科の専門性を考慮した諸室とすることが必要である。

#### ② 諸室を効率的に配置するなど、利便性の高い施設

- ・ 学校の再建は、災害復旧費補助制度の整備資格面積を上限とすることから、限られたスペースを効果的に利用できるよう、特別教室の多機能化（ex.家庭科室+ランチルーム、図書室+パソコン室）も必要と考えられる。
- ・ 学年を超えた交流を容易にするような教室配置が必要と考えられる。

#### ③ 地域の特色を活かした教育が進められる施設

- ・ 学校は地域に支えられ、地域の文化をつなぐ場所として機能してきたことから、地域の文化や学校の歴史を展示学習できる場を設けることが必要である。

### (2) スポーツ活動に力を入れていく上で十分な施設機能

#### ① 学校生活を通じた体力の増進

- ・ 中学校の体育で武道が必修とされていることも考慮し、多種目のスポーツに対応可能な体育館、武道場を整備することが必要である。
- ・ 文科系の部活に所属する生徒やスポーツが苦手な生徒にも、気軽に運動に親しむことができるよう、廊下等身近な場所に安全性を考慮した上で運動ができる空間を整備することも考えられる。

#### ② 運動部活動の推進

- ・ 限られたスペースを有効に活用し、多くの部活動が支障なく実践的に練習できるような空間を整備することが必要である。
- ・ 屋外におけるスポーツ活動について、雨天時の練習スペースを確保することも考えられる。

### (3) 地域との交流に配慮した施設機能

#### ① 地域コミュニティの活動の場としての機能を想定する施設

- ・ そもそも学校は、体育館、図書館、公民館等様々な社会教育施設に相当する機能を有した施設であることから、図書室や体育館、グラウンド、多目的スペース、特別教室等を地域に開放できるよう教室配置等を計画することが必要である。

#### (4) 豊かな生活の場としての施設機能

##### ① 様々な交流を生み出す施設

- ・教職員と生徒が気軽に話や相談をできるよう、職員室やその近くに相談コーナーや自習室などを設けることが必要である。
- ・廊下等の幅を広くしたり、壁を工夫するなどして生徒同士の交流を生み出せるような仕掛けも必要であると考えられる。

##### ② 学校における生活を豊かに行える施設

- ・水飲み場やトイレ等の快適性にも考慮が必要である。
- ・様々な立場にある生徒が安心して学校生活を送れるよう、保健室や相談室等の空間を連続的に配置するとともに、生徒のプライバシーにも配慮できるような場とすることが必要である。

#### (5) 生徒の安全・安心を確保するための施設機能

##### ① 校地等における車両等の通行に対し安全が確保できる施設

- ・学校施設を地域に開放することを想定するため、校地内における歩車道の分離を行うとともに、車両のスピード抑制の工夫等も必要である。

##### ② 不審者に対して適切に対応できる施設

- ・地域開放とセキュリティを両立できるよう、死角の少ない施設の整備や校内を見渡せる位置に職員室を配置するなどの工夫が必要である。

#### (6) 地域と学校が一体となった活動を行うことを想定する施設機能

- ・地域の祭りや運動会を学校を舞台に開催したり、調理や手工芸等様々な分野において地域人材が参画した学習活動を行うことが重要である。
- ・また、学校が有する社会教育施設機能を地域に開放する際には、利便性を高めるために地域自らによる管理を行うことも必要である。
- ・そのため、学校支援ボランティア等の地域住民の活動拠点となる場を整備することが必要であると考えられる。
- ・地域に受け継がれてきた伝統的な文化活動を、地域の人とともに生徒が学べるような空間を設けていくことが必要である。

#### (7) 防災に配慮した施設機能

##### ① 災害から子どもたちの命を守ることができる安全・安心な施設

- ・どのような自然災害からも、生徒の命を確実に守れる学校施設であることは極めて重要である。
- ・とりわけ、地震・津波災害から生徒を守れるように、構造部材及び非構造部材の耐震性を確保するとともに、建物内の家具や備品等の転倒防止措置を図ることが必要である。

##### ② 避難所としての防災機能を確保した施設

- ・渡波中学校は市の指定避難所であり、地域住民が一定期間最低限の生活を営むことが可能となる施設整備が重要である。
- ・具体的には、

- － 電気管理設備（キュービクル等）は水没の恐れのない高さに設置する。
  - － 太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、停電時のテレビ放送の受信、照明等の最低限の電力を確保する。
  - － 防災行政無線等の通信手段を複数保有し、固定電話や携帯電話の通信途絶に対応する。
  - － 中水の利用を検討し、断水時におけるトイレ等の用水を確保する。
  - － 備蓄倉庫を設置し、飲食料、毛布、ラジオ等を保管する。
- 等が必要である。

#### **（８）地球環境問題への関心を高めるための施設機能**

- ・ 温室効果ガスの排出量を抑制するため、太陽光発電設備の整備等による消費電力の削減を行うとともに、これらの省エネルギー対策の「見える化」を行い環境教育に役立てていくことが必要であると考えられる。
- ・ 県産材の木材を利用することで、生徒の環境意識を高めるとともに、潤いのある教育環境づくりの一助とすることが必要である。

#### **（９）新市街地と調和した施設**

- ・ 渡波中学校は、復興土地区画整理事業により形成される新市街地に建設される最大の公共施設であることから、周辺環境に配慮しつつ、地区のランドマークとなるような外観とすることが必要である。

## 6 主な必要諸室

学校施設を整備するにあたり、限られた敷地の中で、施設を効果的に配置し、生徒に対して十分な教育活動が展開できる施設とすることはもとより、地域住民との交流や施設開放が可能な施設として整備することが必要である。

また、地域の避難所としての期待も大きく、防災機能の強化についても配慮した施設とすることが重要である。

### (1) 諸室の整備

#### ① 地域との協働の取り組みを想定する室等

地域との協働について、地域住民への学校施設の開放、学校と地域が交流できる室等の整備について配慮する。

開放を想定する室等は、学校管理者が不在の状態で開催することを想定し、「開放する室」と「開放しない室」の物理的な分離が可能となるよう計画する。

(開放を想定する室等の例)

- 多目的教室 ○図書室・コンピュータ室 (メディアセンター)
- 音楽室 (ホール) ○家庭科室 ○技術室 ○会議室 ○PTA室
- 生徒会室 ○トイレ ○屋内運動場 ○グラウンド 等

#### ② 地域の避難所として災害時の防災機能を確保する室の整備

災害時においては、地域の避難所となることから、避難所として使用する室の整備について配慮する。

また、大規模災害時においては、地域住民が一定期間滞在することになることから、当該内容を想定した施設となるよう計画する。

(避難所となった場合に使用を想定する室等の例)

- 屋内運動場 ○防災備蓄倉庫 ○トイレ 等

#### ③ スポーツ活動に配慮した施設の整備

伝統的に部活動が盛んな学校であり、多種目の運動部が活動できるなど、施設の配置やスペースの確保に配慮する。

また、スポーツが苦手な生徒等が気軽に体力づくり等の活動を行えるスペースの確保について配慮する。

### (2) 主な諸室の在り方

#### ① 校舎棟

ア 普通教室

- ・ 各学年4学級とし、12教室を設置する。
- ・ 多様な教育方法を展開するため、必要に応じ、教室と近接して多目

的スペースを設置する。

イ 特別支援教室

- ・ 知的障害及び情緒障害を想定し、2教室を設置する。
- ・ 普通教室の2分の1程度の面積として計画する。
- ・ 教室内に給湯のできる水飲み場を設置する。

ウ 多目的教室

- ・ 少人数学習、集会や交流等で使用する。
- ・ 2教室を隣接して設置し、一体的に使用することを想定する。
- ・ 地域への開放を想定する。

エ 多目的スペース

- ・ 教室前廊下と一体となり、交流、談話、小規模の集会等、多目的に使用することを想定する。
- ・ 学年単位での設置を想定する。

オ 特別教室

(a) 図書室・コンピュータ室（メディアセンター）

- ・ 調べ学習を行ったり、読書を行ったりする場として、図書室にコンピュータ室及び視聴覚室の機能を付加したメディアセンターとして整備する。
- ・ コンピュータ室として授業を行うことを想定する。
- ・ 談話コーナーを設け、憩いの場となるよう配慮する。
- ・ 地域への開放を想定し設置する。

(b) 理科室

- ・ 分野別に2教室設置する。
- ・ 準備室を設置する。
- ・ 流し台を設置する。

(c) 音楽室

- ・ 2教室程度の面積を確保し、ホール的な利用を行うことを想定する。
- ・ 楽器等の収納を行う準備室を設置する。
- ・ 流し台を設置する。
- ・ 地域への開放を想定する。

(d) 美術室

- ・ 作品の展示スペースを設ける。
- ・ 準備室を設置する。
- ・ 流し台を設置する。

(e) 家庭科室（被服・調理）

- ・ 被服実習及び調理実習が使用可能な室とする。
- ・ 準備室を設置する。
- ・ 地域への開放を想定する。

(f) 技術室

- ・ 木材や金属の加工等の実習が可能な室とする。
- ・ 工具や機械、材料等を収納する準備室を設置する。

- ・ 屋外を使用しての作業を想定した配置とする。
- ・ 流し台を設置する。
- ・ 工作器具等の設置を想定した電源設備を整備する。
- ・ 地域への開放を想定する。

(g) 外国語教室

- ・ 英語の授業をより効果的に学習するための外国語教室を設置する。
- ・ I C T機器の使用を想定した室とする。

カ 管理諸室

(a) 校長室

- ・ 職員室と隣接し、内部で移動可能とする。
- ・ 応接室の機能を設置する。

(b) 職員室

- ・ 教職員が日常的に情報交換・交流ができるよう配慮する。
- ・ 印刷室を近接する。
- ・ 給茶を行うことを想定する。
- ・ 近隣に生徒と教職員が気軽に交流、相談等ができるスペースを確保する。

(c) 保健室

- ・ 相談室を隣接し、保健室から相談室へ直接出入できるよう配慮する。
- ・ 屋外から直接入ることができるように配慮し、出入口付近に足洗い場を設置する。
- ・ 給湯のできる流し台を設置する。
- ・ 洗濯機の設置を想定する。

(d) 会議室

- ・ 教職員全員が集まって会議ができる会議室を設置する。
- ・ 2室に分割し、小会議室として使用することを想定する。
- ・ 地域への開放を想定する。

(e) 生徒会室

- ・ P T A室と隣接して設置し、一体的に利用できるよう配慮する。
- ・ 地域への開放を想定する。

(f) P T A室

- ・ 地域への開放を想定し、父兄のみならず、地域住民が気軽に集える場となるよう配慮する。
- ・ 学校の歴史を伝える機能を想定する。
- ・ 給茶を行うことを想定する。
- ・ 生徒会室と一体的に利用することを想定する。

サ その他

(a) 防災備蓄倉庫

- ・ 指定避難所となることから、防災備蓄倉庫を設置する。
- ・ 複数の室として分散し設置することも有効である。
- ・ 避難所として開放を想定する諸室との連携に配慮する。

- (b) サーバー室
  - ・ 太陽光発電設備に関する室内機器及び蓄電池等の設置を想定する。
  - ・ 情報系設備機器の設置を想定する。
- (c) エレベータ
  - ・ 給食の搬送等における使用を想定する。
- (d) その他学校運営上必要な諸室（例）
  - ・ 教育相談室、放送室、更衣室（生徒、教職員）、印刷室、書庫、資料室、教材室、湯沸室、配膳室、トイレ（生徒、教職員、多目的）、昇降口、玄関、夜間通用口、機械室等

## ② 屋内運動場

- ・ 避難所としても使用することを想定する。
- ・ 行事で使用するステージ、器具庫、更衣室、トイレ等を一体的に整備する。
- ・ 地域への開放等、多目的な使用を想定する。
- ・ ステージは、行事や学習発表の他、地域の伝統芸能の公演等に使用することを想定する。
- ・ 武道場の機能を有するものとする。
- ・ メンテナンス通路を利用したランニングコース等、基礎体力の練成に関する機能を有するものとする。

## ③ プール

- ・ 25m6コース程度のプールを想定する。
- ・ 付帯施設として、更衣室、トイレ、シャワー等、器具庫、機械室等を設置する。

## ④ 校庭・グラウンド

- ・ 1周200mのトラックを設置し、直線で100mのコースを設置する。
- ・ スポーツ活動を行うにあたり、周囲の住宅等に影響を与えないフェンス等を整備する。
- ・ 鉄棒等の運動器具を設置する。
- ・ グラウンド倉庫、部室、屋外トイレ及び国旗・市旗・校旗等の掲揚塔を設置する
- ・ 来校者及び教職員等に対する駐車場を設置する。
- ・ 自転車通学を行う生徒が使用する駐輪場を設置する。
- ・ 敷地周辺部にマラソンコースを設置する等、基礎体力の練成に関する機能を有するものとする。
- ・ 隣接する保育所との交流ができるスペースを検討する。
- ・ 災害時に支援物資等の整理ができるスペースを検討する。

## 7 建設にあたっての留意事項

今後、基本計画の策定や設計業務を実施するにあたっては、特に以下の内容に配慮していくことが大切である。

### (1) バリアフリーな施設

- ・ 再建する渡波中学校は、社会教育施設機能の地域開放や災害時の避難所としての機能を有し、地域住民の利用も想定していることから、バリアフリーに対する配慮が必要である。

### (2) 維持管理が行いやすい施設

- ・ 長期的な市の財政運営を推量すれば、必要な機能を満たしつつ、維持管理にかかる費用を低廉なものとする必要がある。

### (3) 周辺環境との調和を意識した施設

- ・ 復興土地区画整理事業により形成される新市街地には新たなコミュニティが形成されることから、新旧コミュニティの調和や、保育所など周辺の公共施設との連携を意識できる施設配置とする必要がある。

## 8 整備計画の概要

必要な施設を合理的かつコンパクトに整備することを基本とする。なお、財源面の問題を考慮すると、災害復旧費補助金を用いて整備できる施設規模の範囲内において、工夫して効果的な整備を行うことが望ましい。

- ・ 計画学級数

学級数 14（普通学級：12、特別支援学級：2）

- ・ 施設規模（上限）

校舎 5, 850 m<sup>2</sup>

体育館 1, 230 m<sup>2</sup>

敷地面積 19, 500 m<sup>2</sup>

## 9 事業スケジュール（予定）

平成25年度	基本構想（基本計画）策定
平成25～27年度	区画整理工事
平成25～26年度	建築設計
平成27～28年度	建築工事
平成29年度	供用開始予定

## 10 施設の有効活用のために必要な事項

先進的な教育環境は、魅力ある教育活動によってその効果がより秀でたものとなることから、今後は、特色のある教育活動の具体的な検討や、学校を核として地域全体で子どもを支えていくためのシステム作りなどについても検討を深めておくことが必要である。

また、渡波中学校の検討にあたっては、建設予定地となる新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業と調整を図りながら計画を推進していくことが必要である。